

綾部市
国民健康
保険

国保だより

料率決定

発行(2023年6月) 綾部市若竹町8-1 綾部市市民環境部市民・国保課 TEL 0773(42)4246(直通)



令和5年度国民健康保険の料率が決定しました。

※所得割、均等割、平等割の料率は令和4年度から変更ありません。

区分	医療給付費分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護納付金分 (40歳~64歳(*1)の加入者)
所得割 (令和4年中の基準所得金額)	① 加入者の賦課基準所得金額(*2) $\times 7.10\%$	④ 加入者の賦課基準所得金額(*2) $\times 2.69\%$	⑦ 加入者の賦課基準所得金額(*2) $\times 3.04\%$
均等割 (1人につき)(*3)	② 加入者数 $\times 20,400\text{円}$	⑤ 加入者数 $\times 7,700\text{円}$	⑧ 加入者数 $\times 10,500\text{円}$
平等割 (1世帯につき)	③ 14,500円	⑥ 5,500円	⑨ 5,400円
計 (それぞれ10円) (未満切捨て)	A…①+②+③	B…④+⑤+⑥	C…⑦+⑧+⑨
最高限度額	65万円	22万円	17万円
年間保険料額		A + B + C	

*1 年度の途中で40歳になる方は、40歳になるその月(1日が誕生日の方はその前月)分からが対象
年度の途中で65歳になる方は、65歳になる前月(1日が誕生日の方はその前々月)分までが対象

*2 賦課基準所得金額は、前年(令和4年)の総所得金額等から市府民税の基礎控除額43万円を引いた金額
(合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階に応じて遞減します。)

*3 未就学児(平成29年4月2日以降にお生まれの方)にかかる均等割額の1/2を軽減します。

算定例

加入者	賦課基準所得金額
世帯主 40歳	1,000,000円
妻 35歳	300,000円

保険料の納付義務は世帯主にあります。世帯主自身が国保に加入されていなくても、世帯の中でどなたかが国保に加入されていれば、世帯主宛に保険料の通知書や納付書を送ります。

ご相談ください

保険料や医療機関等に支払う一部負担金について、災害や廃業などにより前年と比べて所得が激減し、生活が著しく困窮した場合に、減免を受けられる場合があります。



A 医療給付費分の保険料(全ての加入者)

- ①所得割額 $1,300,000\text{円} \times 7.10\% = 92,300\text{円}$
②均等割額 加入者 2人 $\times 20,400\text{円} = 40,800\text{円}$
③平等割額 1世帯 $14,500\text{円}$

$$\text{年額 } ①+②+③ = 147,600\text{円} \cdots \text{A}$$

B 後期高齢者支援金分の保険料(全ての加入者)

- ④所得割額 $1,300,000\text{円} \times 2.69\% = 34,970\text{円}$
⑤均等割額 加入者 2人 $\times 7,700\text{円} = 15,400\text{円}$
⑥平等割額 1世帯 $5,500\text{円}$

$$\text{年額 } ④+⑤+⑥ = 55,870\text{円} \cdots \text{B}$$

C 介護納付金分の保険料(40歳~64歳の加入者)

- ⑦所得割額 $1,000,000\text{円} \times 3.04\% = 30,400\text{円}$
⑧均等割額 加入者 1人 $\times 10,500\text{円} = 10,500\text{円}$
⑨平等割額 1世帯 $5,400\text{円}$

$$\text{年額 } ⑦+⑧+⑨ = 46,300\text{円} \cdots \text{C}$$

年間保険料額

$$\text{A} + \text{B} + \text{C} = 249,770\text{円}$$

令和5年度国民健康保険制度改正のお知らせ

保険料の軽減判定所得が改正されます

- 保険料の均等割額と平等割額の軽減措置が拡大

同じ世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に、国民健康保険料が軽減されます。

【改正なし】 7割軽減 基礎控除額「43万円」+10万円×(給与所得者等の数-1)

【改正あり】 5割軽減 43万円+(**29万円**×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

【改正あり】 2割軽減 43万円+(**53.5万円**×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※「給与所得者等の数」は、一定の給与所得者（給与収入55万円超）又は公的年金に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））の人数です。

※「被保険者数」には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

出産育児一時金の支給額が改正されます

【改正前】 42万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は40.8万円）

【改正後】 **50万円**（産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は**48.8万円**）

国民健康保険の財政状況

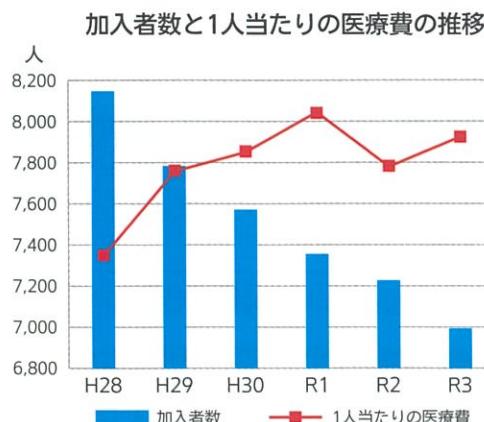
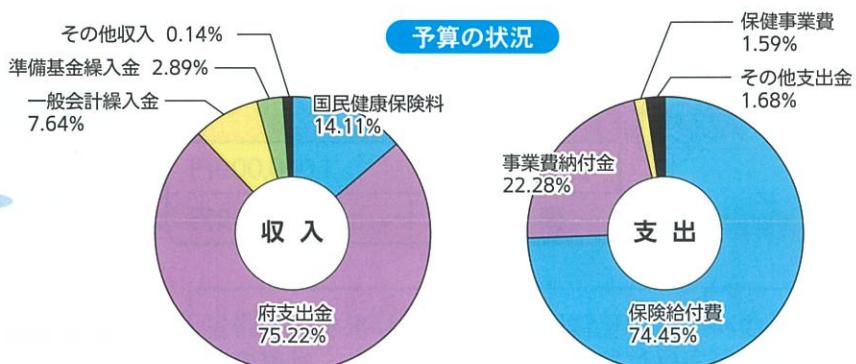
厳しい財政状況

綾部市国民健康保険は平成24年度に保険料率を引き上げて以来、準備基金を活用して保険料を引き上げずに据え置いてきました。しかし、加入者が減少する一方で、高齢化や医療技術の高度化により1人当たりの医療費は増加傾向にあり、財源の確保が厳しい状況にあります。

加入者一人一人が自分の健康に关心を持つことが国保財政改善への第一歩です。

**令和5年度予算総額
35億8,662万円**

国民健康保険の運営には
皆様の保険料が必要です。



～40歳から74歳の方へ～

特定健診を受けて、今の健康状態をチェックしましょう 特定健康診査はわずかな負担であなたの健康を守ります！

特定健康診査は、あなたの健康を保つ第1歩です！全国平均と比較すると、綾部市の受診率は低い状況です。生活習慣病を未然に防ぐために、ぜひ積極的に受診してください!!



◎特定健康診査の検査項目

問診、身体計測、診察、血液検査（血中脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血・痛風等）、
血圧、尿検査、心電図、眼底検査（必要な方のみ）

◎実施方法

・集団健診（各地区公民館などで実施）・個別健診（市内対象医療機関で実施）

◎受診費用

通常なら約10,000円かかる検査が、自己負担1,000円で受診可能
(市民税非課税世帯に属する方は免除申請により無料で受診可能)

詳細は4月に対象者の方へお送りしました「健康診査・がん検査のご案内」（黄色の封筒）をご覧ください。

人間ドック費用の助成

綾部市国民健康保険に引き続き1年以上加入されている方（人間ドック受診日時点で1年経過する場合も可。保険料に未納がないことが条件。）を対象に人間ドック費用額の8割を助成しています。

受診を希望される方は、保険証と受診券をご持参の上、市役所市民・国保窓口もしくは直接医療機関へ申込みをお願いします。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検査項目、費用額等が変更される場合があります。詳細は直接各医療機関へお問い合わせください。

補助対象医療機関：綾部市立病院（Aコース～Fコース） 電話 43-0123
京都協立病院（Gコース、Hコース） 電話 42-0440
綾部ルネス病院（Iコース） 電話 42-8601



あやべ健康プラザ（水夢）の利用助成

綾部市国民健康保険の加入者（保険料に未納がないことが条件）を対象に、新規に入会した年度においては入会金を、また、翌年度以降も継続して会員の方には会費の1か月分（いずれも消費税除く）を助成しています。



ご自身の健康管理にご活用ください！～QUPiO Plus（クピオプラス）～

綾部市国民健康保険では、特定健康診査や人間ドックを受診された方を対象に、ご自身の健診結果や様々な健康情報をインターネットで提供する 健康情報サイト～QUPiO Plus（クピオプラス）～を運用しています。



他の健康保険に加入された方や被扶養者に該当される方はありませんか？

国保に加入していた方が、他の健康保険に加入された場合は、国保の脱退手続きが必要です。国保の脱退手続きをされないと保険料がかかり続けますので、ご注意ください。

ご家族の中で、社会保険等に加入されている方がおられましたら、いま一度、勤務先などに被扶養者の認定要件を確認されることをお勧めします。



● 65歳未満の非自発的失業者の方の保険料を軽減します

- 対象者 会社の倒産や解雇など非自発的な理由により離職した方で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載の離職理由番号が、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」である方
- 軽減内容 前年の給与所得を100分の30として、保険料を計算します。
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間
- 届出方法 本人確認書類と雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご持参の上、下記窓口へお越しください。



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

マイナンバーカードの読み取り機器を設置している医療機関・薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用（※）できます。各種受給者証等はこれまでどおり提示が必要です。

利用には、事前にマイナポータル等で利用申込が必要です。（医療機関等で出産した場合は48.8万円）

利用のメリット

- ・就職や転職、引っ越しをしても保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診できます。（保険者への届け出は引き続き必要です。）
- ・同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健康診査情報や薬剤情報が医師等と共有できます。
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ・マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費を見ることができます。

マイナポータルは
こちらから！



※利用できる医療機関の一覧は、厚生労働省のホームページで確認できます。

国民健康保険料は納期内に納めましょう!!

～口座振替をお勧めします～

保険料を滞納すると、次のようなことが生じます。

- ①督促を受けたり、延滞金が加算されたりします。
- ②督促状発送後の保険料等の徴収は、京都地方税機構が行います。
- ③保険証の有効期限が短い「短期保険証」を交付します。
- ④災害など特別な事情がなく1年以上滞納すると、保険証を返却いただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。



◎すべての国保事業は、国保加入者の保険料と補助金により運営をしています。